

○経済産業省告示第二百四十九号（最終改正 平成十八年経済産業省告示第三百六十二号）

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示を次のように定め、平成十六年一月一日から施行する。

なお、昭和六十三年通商産業省告示第九十一号（電気事業法施行規則第五十二条第二項の委託契約の手方の要件等）は、平成十五年十二月三十一日限り、廃止する。

平成十五年七月一日

経済産業大臣 平沼 赳夫

（要件）

第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年

二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四年

三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 五年

(機械器具)

第二条 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

一 絶縁抵抗計

二 電流計

三 電圧計

四 低圧検電器

- 五 高圧検電器
- 六 接地抵抗計
- 七 騒音計
- 八 振動計
- 九 回転計
- 十 継電器試験装置
- 十一 絶縁耐力試験装置

(換算係数)

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安全管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場に於ては、次表に掲げる換算係数を乗じて得た値を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については十件までを当該値から除く

ものとする。

なお、次条第二号の二本文の発電所及び第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に〇・四五を、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五を、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については〇・六をそれぞれ乗じた数値とする。

発電所				事業場
出力百キロワット未満	出力百キロワット以上三百キロワット未満	出力三百キロワット以上六百キロワット未満	出力六百キロワット以上千キロワット未満	換算係数
〇・三	〇・四	〇・六	〇・八	

				需要設備
				低圧
				高圧
設備容量が三百五十キロボルトアンペア未満	設備容量が百五十キロボルトアンペア以上三百五十キロボルトアンペア未満	設備容量が六十四キロボルトアンペア以上百五十キロボルトアンペア未満	設備容量が六十四キロボルトアンペア未満	○・四（小規模高圧需要設備にあつては○・二）
○・〇	○・八	○・六		○・三

<p>設備容量が五百五十キロボルトアンペア以上七百五十キロボルトアンペア未満</p>	<p>一・二</p>
<p>設備容量が七百五十キロボルトアンペア以上千キロボルトアンペア未満</p>	<p>一・四</p>
<p>設備容量が千キロボルトアンペア以上千三百キロボルトアンペア未満</p>	<p>一・六</p>
<p>設備容量が千三百キロボルトアンペア以上千六百五十キロボルトアンペア未満</p>	<p>一・八</p>
<p>設備容量が千六百五十キロボルトアンペア以上二千キロボルトアンペア未満</p>	<p>二・〇</p>
<p>設備容量が二千キロボルトアンペア以上二千七百キロボルトアンペア未満</p>	<p>二・二</p>

配電線路を管理する事業場				
	設備容量が八千八百キロボルトアンペア以上	設備容量が六千キロボルトアンペア以上八千八百キロボルトアンペア未満	設備容量が四千キロボルトアンペア以上六千キロボルトアンペア未満	設備容量が二千七百キロボルトアンペア以上四千キロボルトアンペア未満
	○・一	二・八	二・六	二・四
	三・〇			

2 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの別に告示する値は三十三とする。

(点検頻度)

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一 発電所（小出力発電設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあつては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあつては毎週一回以上

二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあつては毎月一回以上

二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であつて、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものにあつては三月に一回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものにあつては六月に一回以上

イ 平成十三年経済産業省告示第三百三十三号第一条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの

三 燃料電池発電所にあつては毎月一回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあつては毎週一回以上

- 四 太陽電池発電所にあつては毎年二回以上
- 五 風力発電所にあつては毎月一回以上
- 六 小規模高圧需要設備にあつては毎年四回（規則第九十六条第一号ロに規定する承認法人が保守管理業務を受託している小規模高圧需要設備にあつては毎年二回）以上
- 七 次のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上
 - イ 構外にわたる高圧電線路がないもの
 - ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
 - ハ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
 - ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
 - ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

- 八 前号のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備にあつては隔月一回以上
- 九 第七号に適合する需要設備であつて、次のイからハまでのすべての設備条件に適合するものにあつては三月に一回以上
- イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
- ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
- ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの
- 十 第六号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあつては毎月一回以上
- 十一 設置、改造等の工事期間中の需要設備にあつては第六号から前号までの規定にかかわらず毎週一回以上
- 十二 配電線路を管理する事業場にあつては毎年二回以上